

令和6年度 西脇市学校部活動地域移行検討会議委員

	区分	氏名	所属	役職
1	学識経験者	森田 啓之	兵庫教育大学大学院	教授
2	市内のスポーツ団体代表者	西山 孝彦	西脇市スポーツ協会	副会長
3	市内のスポーツ団体代表者	藤原 健二	西脇市スポーツ少年団	副本部長
4	市内のスポーツ団体代表者	森脇登志子	西脇市スポーツ推進委員会	会長
5	市内のスポーツ団体代表者	藤井 文則	スポーツクラブ21ひょうご西脇市連絡協議会	会長
6	市内の文化団体代表者	熊原 幹恵	西脇市文化連盟	会計
7	市内の文化団体代表者	杉本 昌謙	西脇市吹奏楽団	団長
8	市内の文化団体代表者	藤原 廣幸	西脇市美術協会	会長
9	学校関係者	新保 安章	西脇市中学校校長会・西脇市中学校体育連盟	会長
10	学校関係者	田口 久雄	西脇市小学校校長会	代表
11	学校関係者	永井 達也	西脇市中学校運動部活動教職員	中体連理事長
12	学校関係者	阿部 千裕	西脇市中学校文化部活動教職員	南中吹奏楽顧問
13	学校関係者	小宿 義幸	部活動指導員	
14	保護者の代表者	東田 美紀	西脇市PTA連合会	副会長(南中PTA会長)
15	保護者の代表者	青田 和成	西脇市PTA連合会	理事(比小PTA会長)

1	事務局	遠藤 一博	西脇市教育委員会	教育長
2	事務局	高橋 芳文	西脇市教育委員会教育管理部	部長
3	事務局	長谷川 広幸	西脇市教育委員会教育管理部生涯学習課	課長
4	事務局	富原 幹男	西脇市教育委員会教育管理部生涯学習課	課長補佐
5	事務局	池田 智幸	西脇市教育委員会教育管理部生涯学習課	主査
6	事務局	松田 一郎	西脇市教育委員会教育管理部生涯学習課	コーディネーター
7	事務局	足立 英則	西脇市教育委員会教育創造部	部長
8	事務局	宮下 晋一	西脇市教育委員会教育創造部学校教育課	主幹
9	事務局	達可 健太朗	西脇市教育委員会教育創造部学校教育課	主査

西脇市学校部活動地域移行検討会議開催要領

1 趣旨

この要領は、西脇市学校部活動地域移行検討会議（以下「検討会議」という。）の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事務

検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校部活動の現状の分析及び課題の検討に関すること。
- (2) 学校部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (3) 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方、運営方法等に関すること。
- (4) その他検討会議が必要と認める事項

3 組織

検討会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市内のスポーツ団体を代表する者
- (3) 市内の文化団体を代表する者
- (4) 学校関係者
- (5) 保護者を代表する者
- (6) その他西脇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める者

4 委員長及び副委員長

- (1) 検討会議に委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長は学識経験のある者を、副委員長は学校関係者をもって充てる。
- (3) 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 検討会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任される前においては、教育長が招集する。
- (2) 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

6 専門部会

- (1) 委員長は、専門的な事項について調査及び検討するため、必要に応じて検討会議に専門部会を置くことができる。
- (2) 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

7 庶務

委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

西脇市部活動地域移行検討会議

中学校部活動の 地域移行について



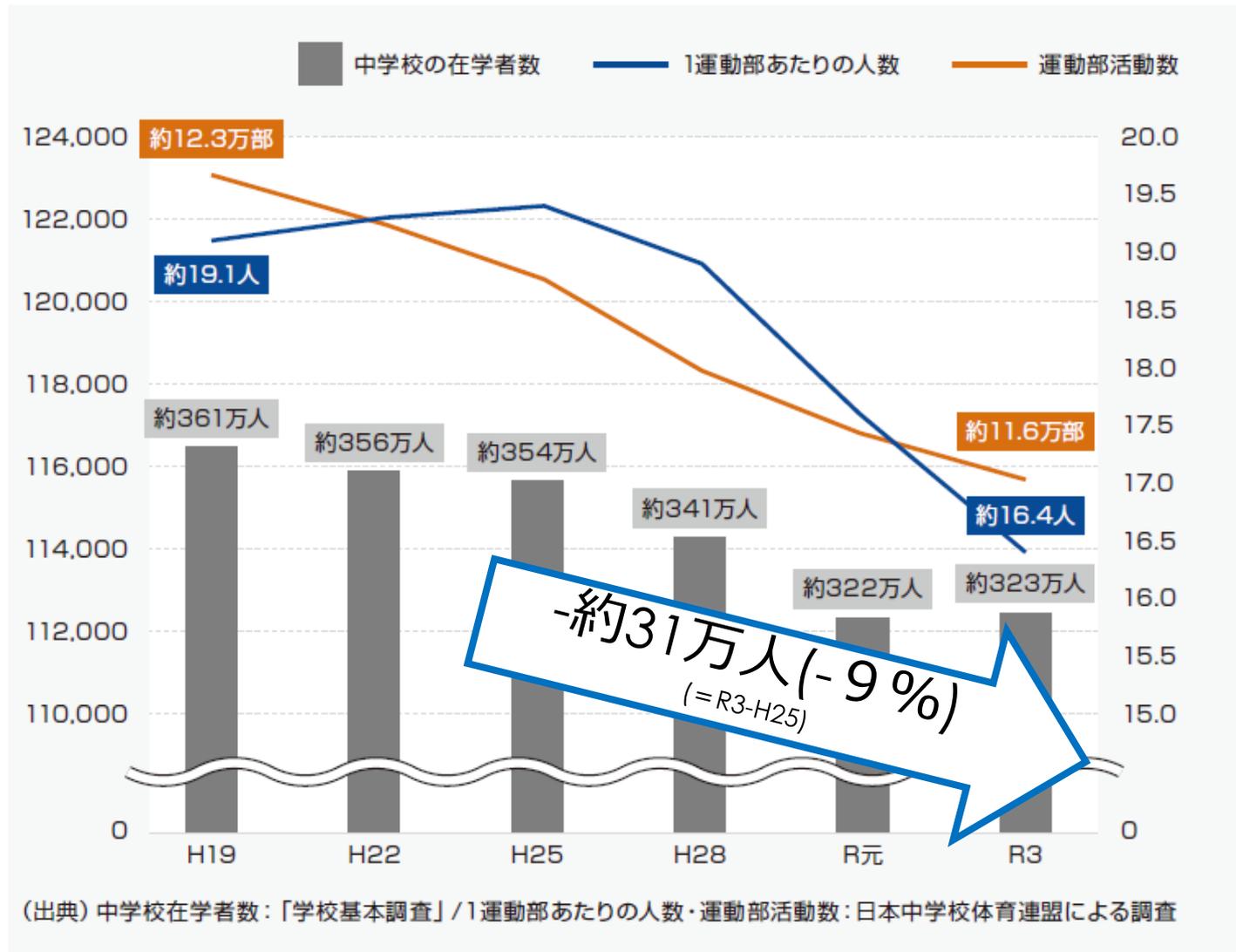
R6.7.1 西脇市教育委員会

1 なぜ部活動の地域移行？

- 2 部活動の位置づけ
- 3 今回の部活動改革の背景
- 4 地域移行に向けた国の動き
- 5 地域移行のイメージ
- 6 西脇市の動き

(1) 少子化

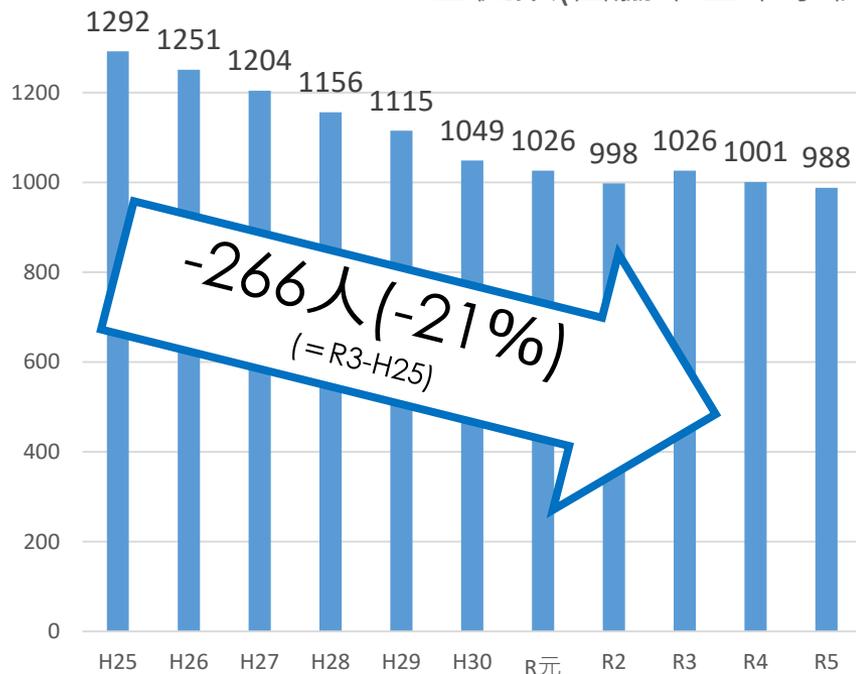
全国の例



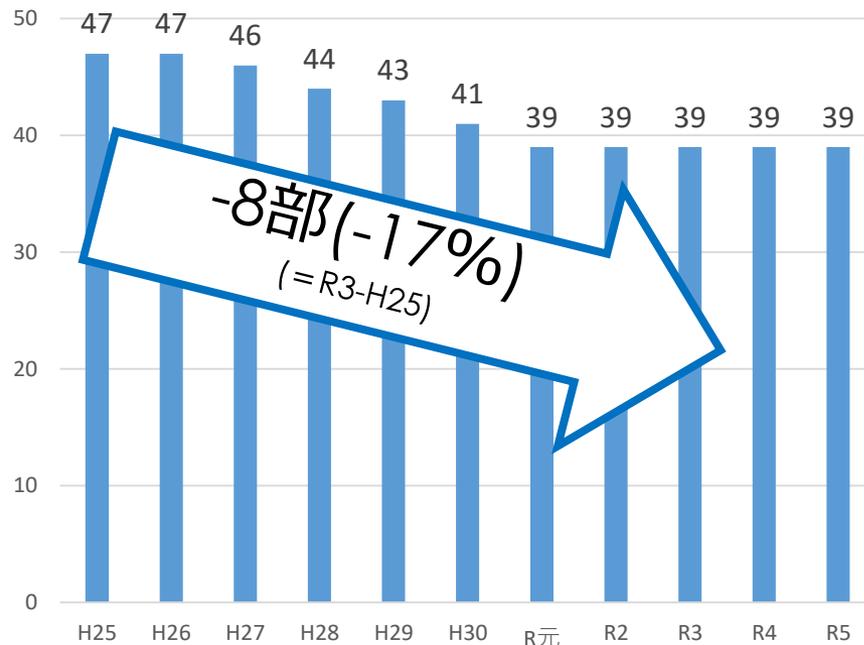
(1) 少子化

西脇市の例

生徒数(西脇市立中学校)



部活動数(西脇市立中学校)



少子化により(全国的に)

- 学校部活動を従前と同様の体制で運営することは困難
- 学校や地域によっては存続が厳しい状況

(2) 学校の働き方改革

《保護者・地域の皆さまへ》 ～学校の働き方改革へのご理解・ご協力をお願いします～

いま、社会全体で働き方改革が進められていますが、学校の働き方改革は特に待ったなしの状況です。

皆さまのお住まいの地域の学校は、毎日どのような御様子でしょうか。

朝は子供たちが登校する前の7時すぎから子供たちを迎えるための準備を始め、夜は職員室の明かりが20時前までついていて、土日もグラウンドや体育館で部活動をやっている、これは全国の小・中学校の平均的な姿です。

一人一人の子供たちと丁寧に向き合いたいという思いから、毎日時間に追われて働いているため、先生は他の職業と比べてストレスが高いというデータもあります。

「そのくらいなら、自分の方が働いている！」「忙しいのは先生だけみたいなこと言わないで！」。皆さまから、そんな声が聞こえてくるかもしれません。

ですが、働き方改革が必要なのは先生を楽にするためではありません。学校が、子供たちの未来に直結する場所だからです。

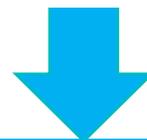
(2) 学校の働き方改革

御存じのとおり、これから大きく社会が変わろうとしています。今でもパソコンやスマホ、外国人との仕事や交流など、私たちが子供だったときとは、取り巻く環境が違ってきています。学校は、子供たち一人一人がそんな未来をたくましく生き抜く力を身に付ける場所でなくてはなりません。

きちんと文章が理解できる力、答えのない問題に対し、自分で考え、仲間と協力して取り組む力、知らない人に自分の意見を正確に伝える力、そして英語やプログラミングなど、しっかり子供たちに身に付けさせなくてはなりません。

学校の働き方改革は、これまでの先生の働き方を見直し、毎日元気に子供たちの前に立って未来につながる力を育む教育を行うために必要なものなのです。先生には、授業やその準備をはじめとした先生にしかできない教育活動に全力投球していただきますよう。

平成31年(2019年)3月18日
文部科学大臣 柴山昌彦



子どもたちと向き合う時間を確保し、
子どもたちの教育をますますよくする必要

1 なぜ部活動の地域移行？

2 部活動の位置づけ

3 今回の部活動改革の背景

4 地域移行に向けた国の動き

5 地域移行のイメージ

6 西脇市の動き

2 部活動の位置づけ

● 学習指導要領

- ・ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるもの
- ・ 学校教育の一環（教育課程外）

⇒ ・ 次回の改訂において、中学校学習指導要領の総則における部活動に係る規定を、見直すことも検討する必要がある。

- ・ 今後、部活動はどの学校においても必ず設置・運営されるものではなくなることも考えられる。

● 学校における働き方改革に関する緊急対策

- ・ 部活動は、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務

- 1 なぜ部活動の地域移行？
- 2 部活動の位置づけ

3 今回の部活動改革の背景

- 4 地域移行に向けた国の動き
- 5 地域移行のイメージ
- 6 西脇市の動き

3 今回の部活動改革の背景

様々な課題

- ・部員数不足で、団体戦に出られない、練習試合ができない
- ・やりたい部活が学校にない
- ・専門的な指導が受けられない（顧問が専門外）

その解決策として西脇市では（R5年度）

- ・合同チーム(野球、バレー(女子)、サッカー)
- ・部活動指導員 7 人、部活動指導者（外部指導者） 2 人
- ・ノ一部活デー（全校平日1日、休日1日）

3 今回の部活動改革の背景

部活動指導員の制度化(H29.4.1)

部活動指導員

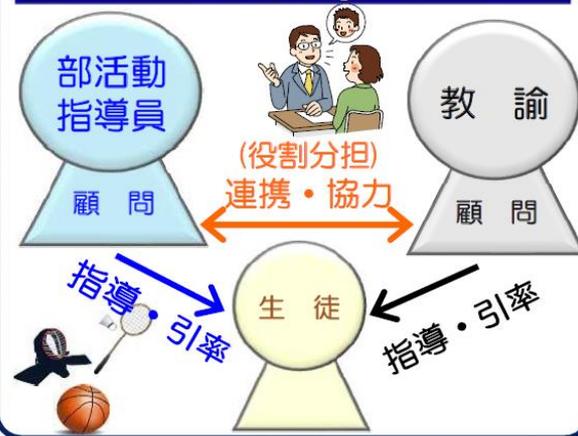
部活動指導員の任用

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

ケース1 (部活動指導員が顧問)



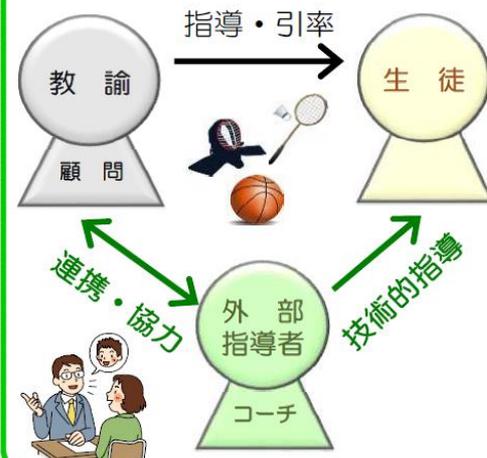
ケース2 (部活動指導員及び教諭が顧問)



部活動指導者 (外部指導者)

外部指導者の活用 (従来通り)

外部指導者は、顧問の教諭と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。



3 今回の部活動改革の背景

【部活動指導員】

学校教育法施行規則に基づき学校設置者が雇用する正規の職員で、部活動の顧問となることが可能。

【部活動指導者(外部指導者)】

部活動指導員以外の指導者で、学校設置者との雇用関係によらず、学校外の指導者等との連携・協力関係のもと、部活動の指導に加わってもらう方のことを指す。外部指導者の報酬の有無や条件、待遇の取扱いは、各学校設置者や学校の判断となる。外部指導者は、部活動指導員と比べて柔軟な活用が可能だが、適切な外部指導者の採用や必要な研修の実施等については、各学校設置者や学校の責任において、判断。

3 今回の部活動改革の背景

しかし、根本的に変わってこなかった（変われなかった）部活動が、

- 予想を上回る少子化により、
「学校単位」での活動が一層難しくなった
（合同チームは対処療法でしかない）
- 働き方改革により、教師の働き方の見直しが急務

⇒部活動改革が加速（待ったなしの状態に） !!

- 1 なぜ部活動の地域移行？
- 2 部活動の位置づけ
- 3 今回の部活動改革の背景

- 4 **地域移行に向けた国の動き**

- 5 地域移行のイメージ
- 6 西脇市の動き

(1) 学校の働き方を踏まえた部活動改革(R2.9)

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩**として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境**を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開**

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる **ICT活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

(2) 在り方等に関する総合的なガイドライン

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

(3) 具体的な課題

- ◆ 学校外の誰が面倒を見るのか
 - ・ 人材（指導者）の確保は？
 - ・ 「量」と「質」は？
 - ・ 学校との連携は？
- ◆ 費用や財源はどうか
 - ・ すべて受益者（中学生・保護者）負担なのか
 - ・ 自治体としてどのような財源確保、負担？
- ◆ 運営はどうするのか
 - ・ 移動手段や練習場所は？
 - ・ 中体連との関係は？

- 1 なぜ部活動の地域移行？
- 2 部活動の位置づけ
- 3 今回の部活動改革の背景
- 4 地域移行に向けた国の動き

- 5 地域移行のイメージ

- 6 西脇市の動き

5 地域移行のイメージ

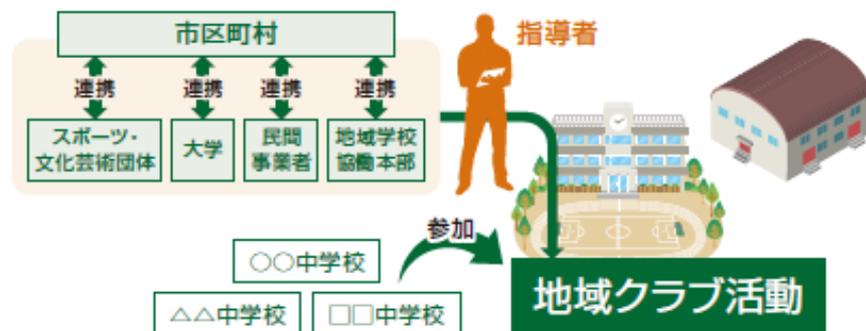
? 部活動の地域連携って?

複数校でまとまって一つの部活動とする合同部活動の導入や、部活動指導員等の地域の人材を活用することにより、あくまで学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保するものです。



? 部活動の地域移行って?

地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替するものです。学校とも連携しながら、多様な活動を、可能な限り低廉な会費で実施します。



5 地域移行のイメージ

? 部活動と「地域クラブ活動」はどこが違うの?

学校部活動

地域クラブ活動

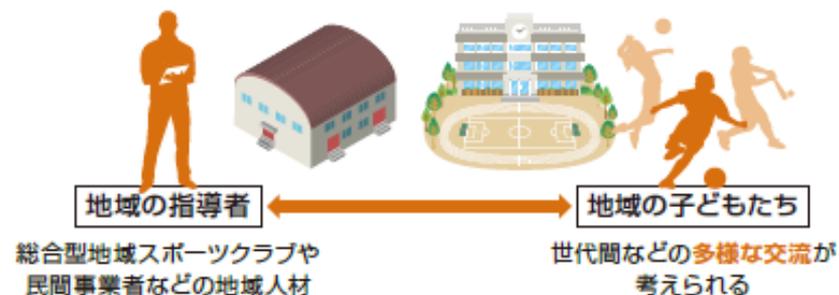
- ・ 学校が主体となって行われる部活動
- ・ 学校の中で実施
- ・ 複数校でまとまって一つの部活動を行う合同部活動の導入や、部活動指導員等の地域の人材を活用すること(地域連携)を推奨

- ・ **地域が主体**となって行われる活動
- ・ 市民体育館、公民館、学校体育施設など、**多様な場所**で実施
- ・ **多世代・多様な活動**

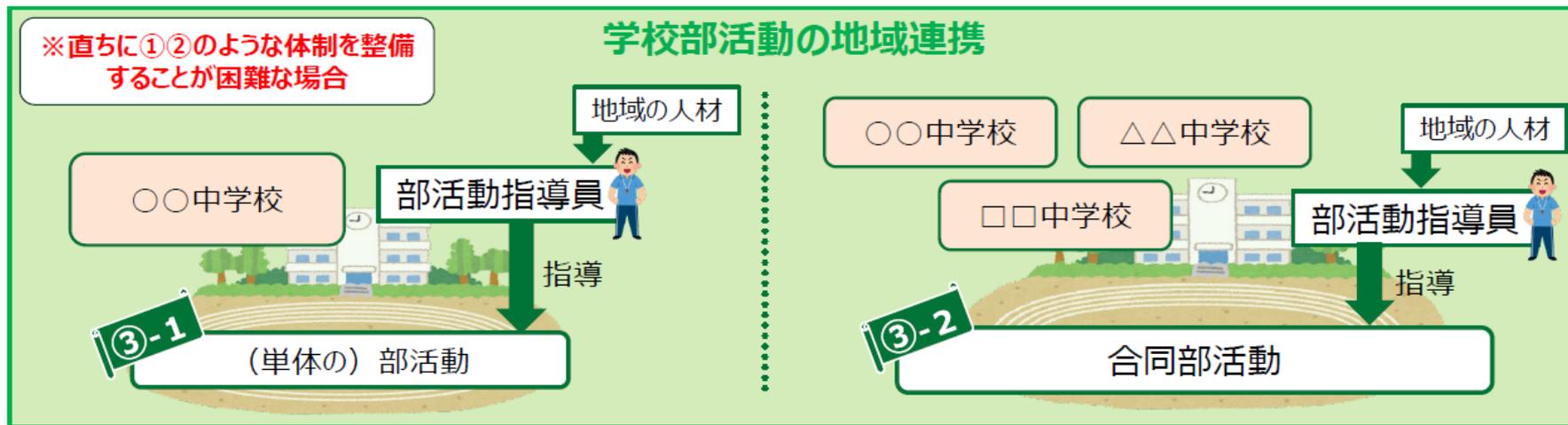
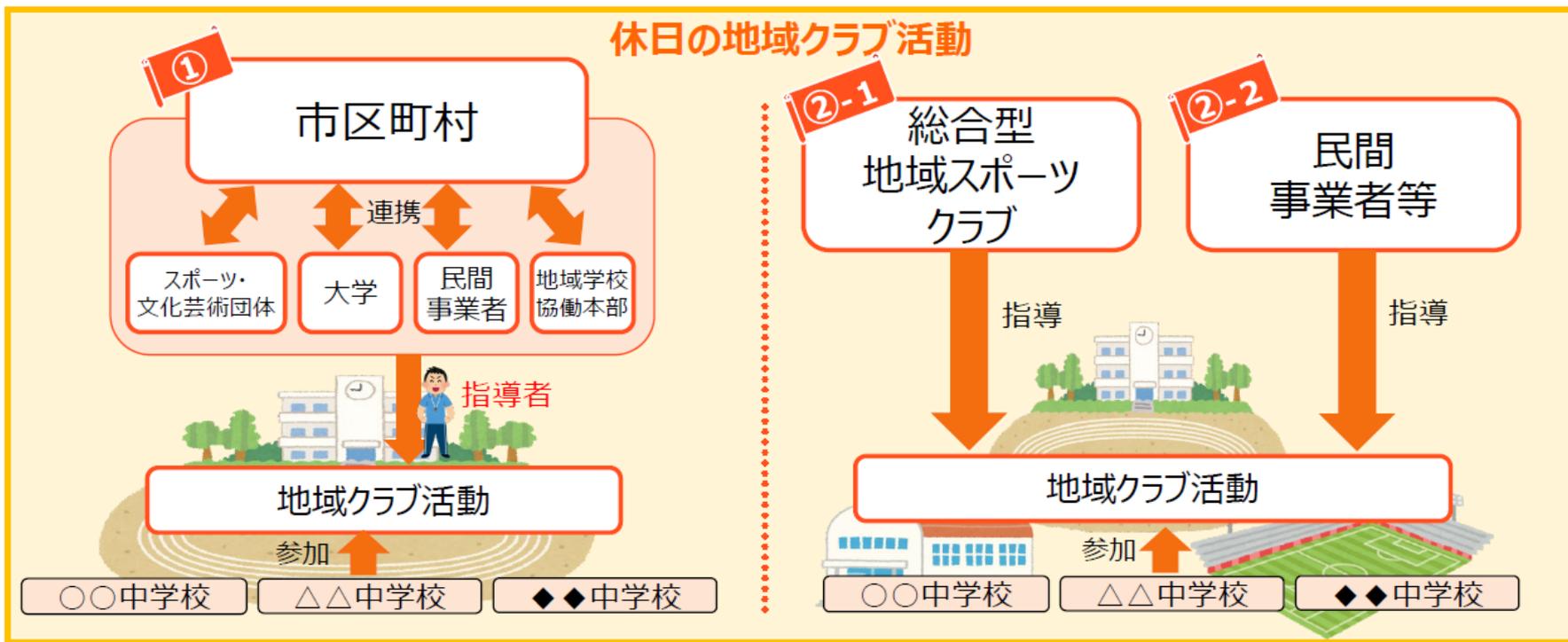
学校単位での部活動 例:〇〇中学校での部活動



地域クラブ活動 例:〇〇市町村での地域クラブ活動



5 地域移行のイメージ



5 地域移行のイメージ

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ **合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保**

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

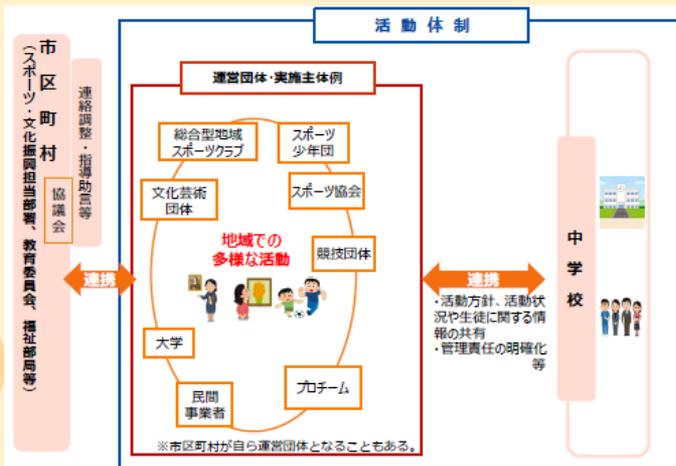
地域の实情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ **地域の多様な主体が実施**。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 （※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者 （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



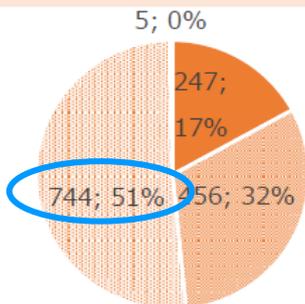
- 1 **なぜ部活動の地域移行？**
 - 2 **部活動の位置づけ**
 - 3 **今回の部活動改革の背景**
 - 4 **地域移行に向けた国の動き**
 - 5 **地域移行のイメージ**
-
- 6 **西脇市の動き**

推進計画・協議会の整備状況

令和5年度中までに、5割に近い自治体が推進計画と協議会をともに整備することとしている。自治体の動き方としては、まずは協議会を設置することから始めることが多い。一方で、推進計画も協議会も整備していない・未定の自治体が3割程度あった。

① 推進計画

- 策定している
- 策定予定（令和5年度中）
- 策定していない・未定
- 無回答

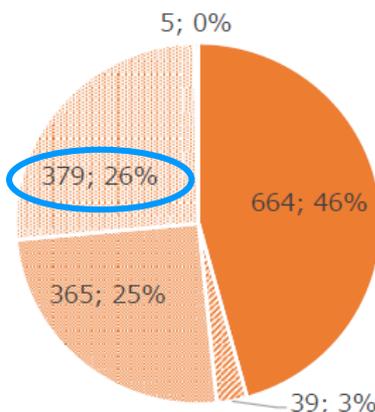


（策定していない理由）

検討段階にあるため/先んじて協議会で議論するため/地域移行事態に課題があるため/県の方針が出ていないため/見通しが立たないため/必要性がないため

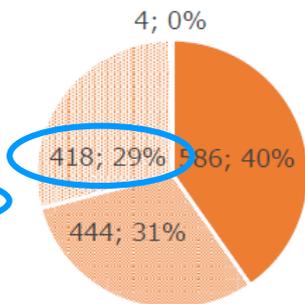
③ R5年度中までに

- 推進計画・協議会をともに整備
- 推進計画は策定するが協議会は設置せず
- 推進計画は策定しないが協議会は設置
- 推進計画も協議会も整備せず
- その他（無回答等）



② 協議会

- 設置している
- 設置予定（令和5年度中）
- 設置していない・未定
- 無回答



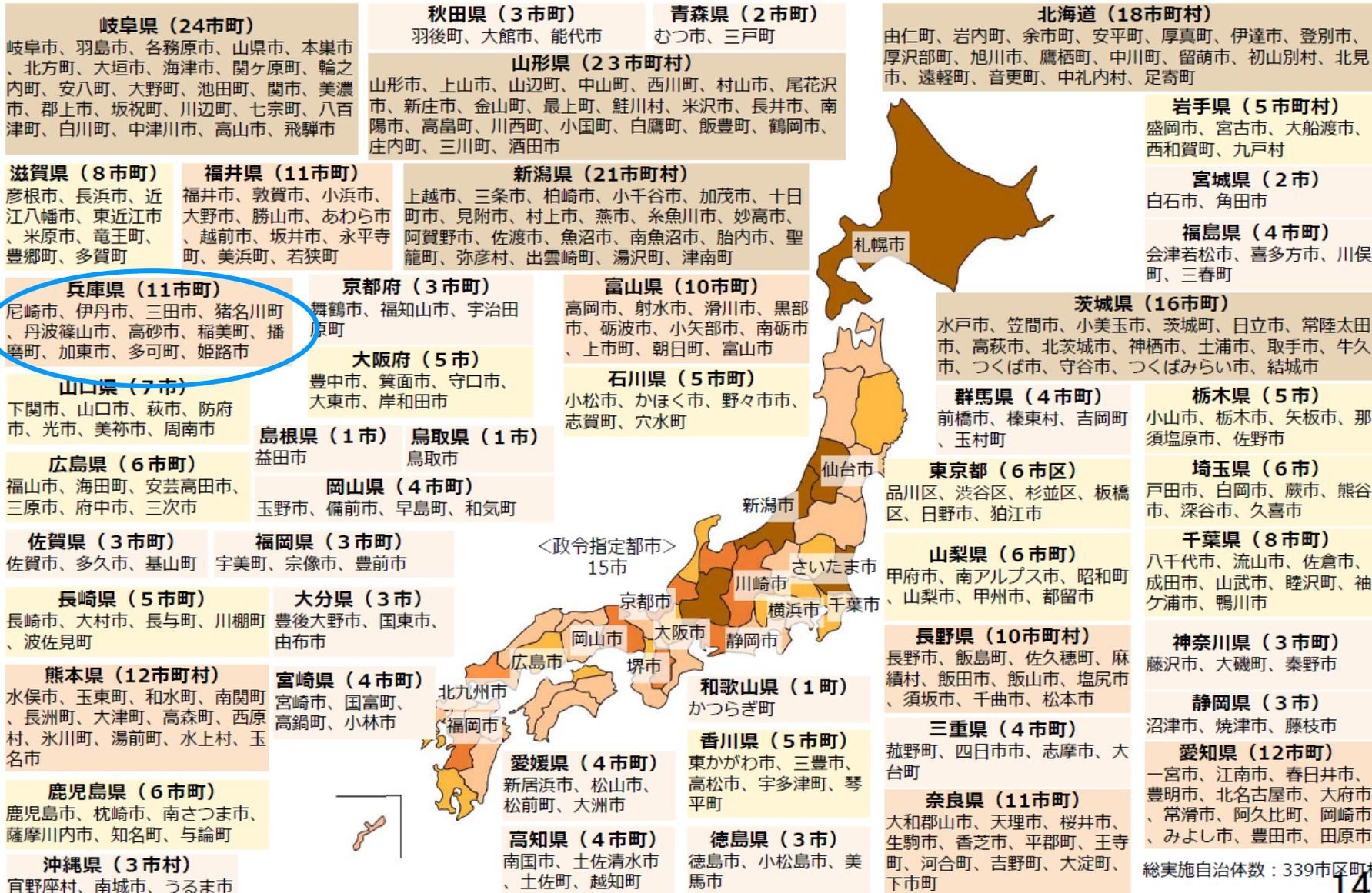
（設置していない理由）

今後検討予定/令和6年度設置予定/休日に実施していないため/議論が成熟していないため/県の方針を受けてから検討するため

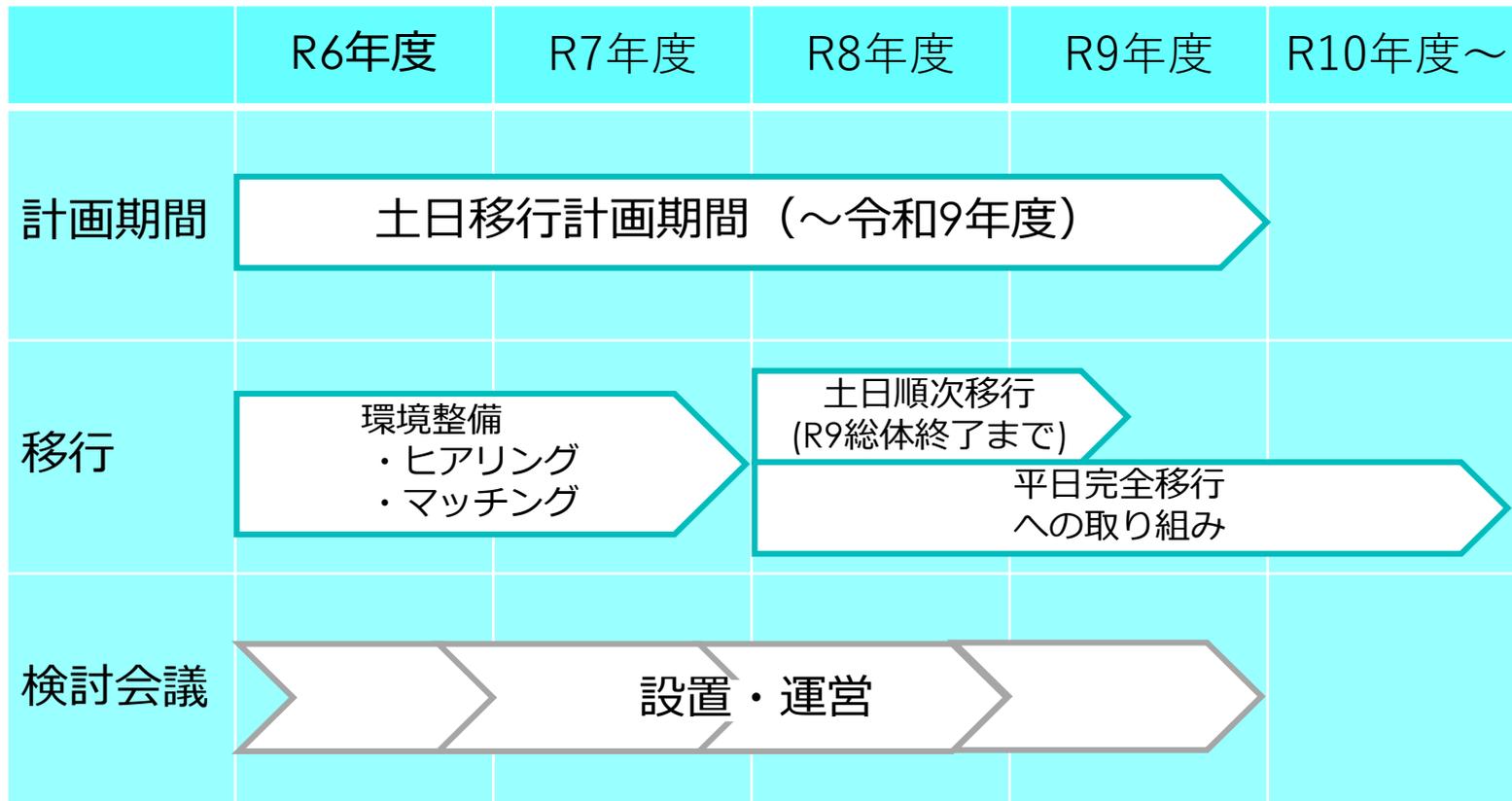
推進計画の策定状況 協議会の設置状況	協議会の設置状況			計
	策定している	策定予定（令和5年度中）	策定していない・未定	
設置済み（令和5年3月以前の設置を含む）	196	190	200	586
設置予定（令和5年度中）	37	241	165	443
設置していない・未定	14	25	379	418
総計	247	456	744	1447

(1) 全国自治体の動き

令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 実施予定先【運動部活動の地域移行に関する実証事業】 R5.6時点



(2) 西脇市のスケジュール



↑コーディネーター着任（R6.4）

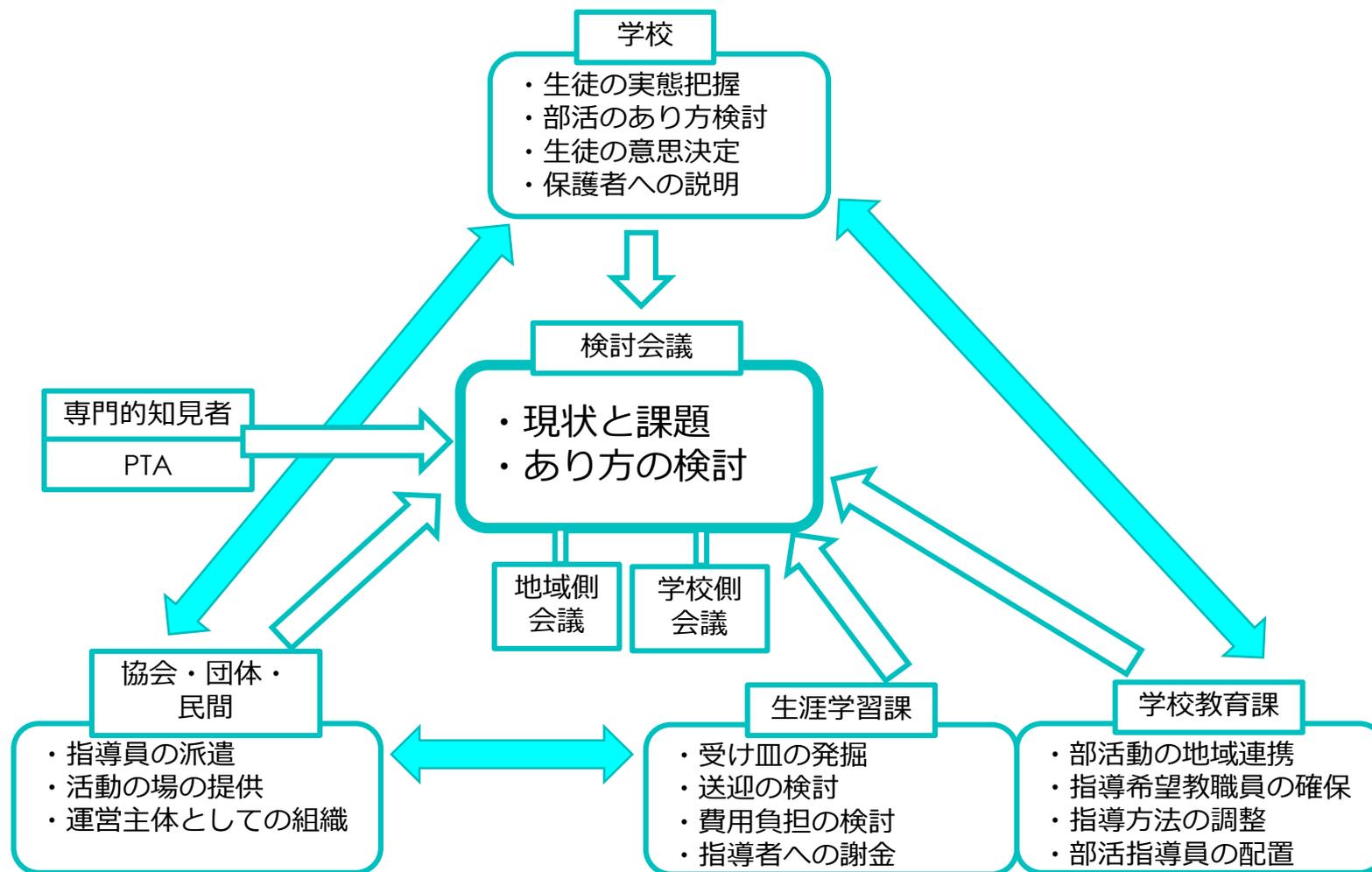
- ・ 運営団体や実施主体と中学校の連絡調整
- ・ 学校、指導者、教委との情報共有
- ・ 検討会議の運営

(3) 西脇市の最終運営目標（平日・休日）（案）

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月：スポーツ庁・文化庁）に則した設定

地域クラブ活動	
運営主体	地域の登録団体 総合型スポーツクラブ等
指導者	地域の指導者 希望する教員
参加者	校区の枠にとらわれない設定
活動場所	学校施設・地域の諸施設
費用負担	受益者負担
保険	スポーツ安全保険

(4) 部活移行主な役割のイメージ



西脇市立中学校部活動所属人数

令和6年5月2日現在(西脇市中学校部活動状況調査より)

学校	学校	男女	種目等	種目等	1年生			2年生			3年生			合計			合同チーム等	
					男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	総体	新人
合計					165	152	317	156	172	328	163	148	311	484	472	953		
1	西	男女	1	軟式野球	7	0	7	7	0	7	5	0	5	19	0	19		
2	東	男女	1	軟式野球	4	0	4	4	0	4	2	0	2	10	0	10	黒・南	(黒・南)
3	南	男女	1	軟式野球	6	0	6	1	0	1	3	0	3	10	0	10	黒・東	(黒・東)
4	黒	男女	1	軟式野球	6	0	6	4	0	4	2	0	2	12	0	12	東・南	(東・南)
3	南	女	2	ソフトボール		5	5		5	5		5	5	0	15	15		
4	黒	女	2	ソフトボール		2	2		7	7		2	2	0	11	11		
1	西	男	3	バレーボール	10		10	9		9	12		12	31	0	31		
3	南	男	3	バレーボール	18		18	4		4	9		9	31	0	31		
2	東	女	3	バレーボール		3	3		4	4		2	2	0	9	9		
3	南	女	3	バレーボール		12	12		11	11		14	14	0	37	37		
4	黒	女	3	バレーボール		6	6		11	11		5	5	0	22	22	東中	
1	西	男	4	ソフトテニス	2		2	11		11	9		9	22	0	22		
2	東	男	4	ソフトテニス	6		6	5		5	3		3	14	0	14		
3	南	男	4	ソフトテニス	16		16	9		9	11		11	36	0	36		
4	黒	男	4	ソフトテニス	4		4	8		8	1		1	13	0	13		
1	西	女	4	ソフトテニス		7	7		5	5		8	8	0	20	20		
2	東	女	4	ソフトテニス		5	5		4	4		3	3	0	12	12		
3	南	女	4	ソフトテニス		20	20		21	21		18	18	0	59	59		
1	西	男	5	卓球	4		4	7		7	8		8	19	0	19		
3	南	男	5	卓球	11		11	7		7	11		11	29	0	29		
1	西	女	5	卓球		1	1		5	5		3	3	0	9	9		
1	西	男女	6	剣道	0	4	4	1	0	1	1	4	5	2	8	10		
3	南	男女	6	剣道	1	2	3	2	3	5	4	3	7	7	8	15		
1	西	男女	7	陸上競技	7	6	13	9	4	13	18	5	23	34	15	49		
3	南	男女	7	陸上競技	7	9	16	17	11	28	6	8	14	30	28	58		
4	黒	男女	7	陸上競技	0	2	2	2	3	5	6	1	7	8	6	14		
3	南	男女	8	サッカー	5	2	7	8	1	9	8	2	10	21	5	26		(黒中)
4	黒	男女	8	サッカー	0	2	2	2	0	2	7	0	7	9	2	11		(南中)

西脇市立中学校部活動所属人数

令和6年5月2日現在(西脇市中学校部活動状況調査より)

学校	学校	男女	種目等	種目等	1年生			2年生			3年生			合計			合同チーム等	
					男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	総体	新人
1	西	女	9	バスケットボール		6	6		8	8		10	10	0	24	24		
1	西	男女	10	吹奏楽	4	8	12	1	6	7	4	2	6	9	16	25		
2	東	男女	10	吹奏楽	1	0	1	0	3	3	3	0	3	4	3	7		
3	南	男女	10	吹奏楽	3	14	17	3	25	28	0	18	18	6	57	63		
4	黒	男女	10	吹奏楽	0	8	8	1	9	10	0	6	6	1	23	24		
1	西	男女	11	美術	0	5	5	2	6	8	2	3	5	4	14	18		
2	東	男女	11	美術	2	2	4	2	2	4	0	2	2	4	6	10		
3	南	男女	11	美術	1	10	11	0	9	9	0	5	5	1	24	25		
1	西	男女	12	ベンチャー	0	1	1	0	3	3	2	0	2	2	4	6		
2	東	男女	13	ボランティア	3	0	3	3	0	3	4	3	7	10	3	10		
1	西	男女	99	無所属	13	2	15	4	3	7	5	2	7	22	7	29		
2	東	男女	99	無所属	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2		
3	南	男女	99	無所属	15	6	21	18	1	19	16	12	28	49	19	68		
4	黒	男女	99	無所属	8	1	9	5	2	7	1	2	3	14	5	19		

令和6年度西脇市学校部活動地域移行検討会議の予定

	日程	内容
第1回	令和6年 7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・西脇市学校部活動地域移行検討会議開催要領について ・委員長、副委員長の選出 ・地域移行の動きについて (国・県・市) ・今後のスケジュールについて
第2回	令和6年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題や取組等について ・第1回会議結果の整理と情報共有 ・西脇市内中学校の活動状況 ・地域移行のパターン例 ・今後のスケジュールについて
第3回	令和6年 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題や取組等について ・第2回会議結果の整理と情報共有 ・西脇市における地域移行イメージ ・今後のスケジュールについて
第4回	令和7年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題や取組等について ・第3回会議結果の整理と情報共有 ・令和7年度の予定について